保険薬局の掲示物 チェック表



苯吕朗铅阻依

※当社が収集した情報を主とめたちのであり、これらがすべてというわけではありません。

过关	31 7R				※当社が収集した情報をまとめた	きものであり、これらがすべてというわけではありません。
惻	整理番号	表示・掲示する事項	対	象	根拠法・通知等	内容の概要
	1	薬局開設の許可(許可証) (電劇物一般販売業、麻薬小売業等は行政の指示に従って下さい)	薬局全般		棄事法施行規則第3条	薬局開設者は、薬局開設の許可証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
	2	高度管理医療機器等の販売業許可(許可証)			藥事法施行規則第178条 準用第3条	高度管理医療機器等の販売業者等については、第2条から第6条まで、第14条の3および第18条の規定を準用する。 (当課注:規則第3条 薬局開設者は、薬局開設の許可証を薬局の見
	3	保険薬局の表示	保険薬局全般		健康保険法 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険 医及び保険薬剤師の登録に関する省令 第7条	やすい適所に掲示しておかなければならない。が準用されます) 保険医療機関又は保険薬局は、その病院若しくは診療所又は薬局の見 やすい箇所に、保険医療機関又は保険薬局である旨を様示しなければ ならない。
	4	薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項 1 許可の区分の別 2 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設 の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項 3 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名 4 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その 氏名及び担当業務 5 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する 説 明 学業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医 薬 品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先				取時間投資は、東土労働省でで定めるでしなり、当該業間を利用である。 「おりまいを対しています。 「おいまりをいます。 「おいまります。 「おいまりまするます。 「おいまります。 「おいまりまするます。 「おいまりまするます。 「おいまりまするます。 「おいまりまするます。 「おいまりまするまするます。 「おいまりまするまするまするます。 「おいまりまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするま
	5	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 1 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医 の定義並びにこれらに関する解説 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬 の表示に関する解説 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬 の情報の提供及び指導に関する解説 指導医薬品の陳列に関する解説 指定第二類医薬品の陳列に関する解説 指定第二類医薬品の陳列(特定販売を行うことについて広告する場合にあつては、当該広告における表示。7において同じ。)等に関する解説 1 対応第二類医薬品の陳列(特定販売を行うことについて広告する場合における表示。7において同じ。)等に関する解説 1 対応第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合 1 対応第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合 2 対応指定第二類医薬品を確認すること及び当該指定第 類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨	薬局全般		蒙事法第9条の4 蒙事法施行規則第15条の14 別表第1の2	1 要指導医薬原、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品 の定義並び にこれらに関する解剖 の表示に関する解剖 する解剖 する解剖 の表示に関する解説 4 要計画医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品 の情報の以近指導に関する解説 4 要計画医薬品の原列に関する解説 4 要計画医薬品の原列に関する解説 5 新定第二数医素の原列に関する解説 5 新定第二数医素の原列に関する解剖 5 新定第二数医素の原列に関するようとなり当該指定第 あつては、当核広告における表示。7 において同じ。) 等に関する解説 6 指定第二類医薬品の様子のであるとなり当該指定第二類医薬品の 使用して) (2 東京 1 東京 2 東京 2 東京 2 東京 2 東京 2 東京 2 東京
-		1 2 3	1	● 2回番号 表示・掲示する事項 対 1 薬局開設の許可(許可証) (電報物一般販売業、麻薬の売業等は行政の指示に従って下さい) 薬局全数 2 高度管理医療機器等の販売業許可(許可証) 高度管理医療 売業の許可薬 3 保険薬局の表示 保験薬局の表示 保験薬局の表示 保験薬局を数 薬局のとない。 薬局側設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局関 の許可証又は店舗で管理及び運営に関する事項 1 許可の区分の別 2 薬局側設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局関 の許可証又は店舗で動務する薬剤師又は登録販売者の別、そ 4 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、そ 氏名及び担当業務 5 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 6 当該薬局又は店舗に勤務する者の名礼等による区別に関する 明 7 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医 品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間 8 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 1 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬の変素に、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬の表示に関する解説 3 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬 の考示に関する解説 3 とおりでは、第一類医薬品及び第三類医薬 の有報の提供及び指導に関する解説 4 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬 の考示に関する解説 4 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬 の情報の提供及び指導に関する解説 4 要指導医薬品の原列(関する解説 4 西側の運用に対して、当該広告における表示。 7において同し、)等に関する解説 6 は 対定第二類医薬品の原列(時可ようとする場合 1 当該指定第二類医薬品の解別、日は譲り受けようとする場合 1 当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第 類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める目	 製局開設の許可(許可証) (国動物一般販売業、麻棄小売業等は行政の指示に従って下さい) 2 高度管理医療機器等の販売業許可(許可証) 3 保険薬局の表示 保険薬局の表示 環局又は店舗の管理及び運営に関する事項 許可の区分の別 製局制設の管理を又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設を製売を設され店舗販売業者の氏名 当該業局又は店舗販売業の許可証の記載事項 素局の管理を又は店舗販売業者の氏名 当該業局又は店舗を連書の氏名 当該業局又は店舗に勤務する素剤師又は登録販売者の別、そ氏名及び担当業務 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 6 当該業局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する財産を関する時間、相談時及び繁急時の電話番号その他連絡先要指導医薬品及び一般用医薬品の反対 更指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 更指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 更指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定動がにこれらに関する解説を要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品及び第二類医薬品を財産の原列に関する解説を指導を要応、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品及び第二類医薬品を関する解説を指導を要応の原列に関する解説を指述を要応の原列に関する解説を対する解説を対する解説を対する解説を対する解説を対する解説を表示。アにおいて同し、)等に関する解説 おおまず	### 2015 表示、地域の

調剤報酬関係・請求関係

調剤	制剤報酬関係・請求関係					
内側	外側	整理番号	表示・掲示する事項	対 象	根拠法•通知等	内容の概要
□		6	調剤報酬点数表の一覧等	保険薬局全般	保医発0305第3号 平成26年3月5日 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上 の留意事項についての<通則>	5 保険業局は、薬局内の見やすい場所に調剤報酬点数表の一覧等を 掲示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。
	п	7	開局時間	時間外加算等を算定する保険薬局	同上の<調剤技術料>	時間外加算等を算定する保険業局は開局時間を当該保険業局の内側及 び外側のわかりやすい場所に表示する。
		8	夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯	夜間・休日等加算を算定す る保険薬局	同上 の<調剤技術料>	使問・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険業局の内 側及び外側のわかりやすい進所に表示するとともに、夜間・休日等加 質の対象となる日及び受付時間帯を薬局内のわかりやすい進所に掲示 する。
	□	9	時間外、休日、夜間における調剤応需が可能な近隣の保 険薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等	基準調剤加算を届出して特撮診療料の施設基準	保医発0305第2号 平成26年3月5日 特場診療料の施設基準等及びその届出に関す	基準調剤加算 1 : 近隣の薬局及び自居に直接連絡が取れる連絡先電話 番号等を当該保険適関の外側の見えやすい場所に掲示すること 基準調剤加算 2 : 自居に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を当該保 換薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること
□	□	10	在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨	いる保険薬局	る手続きの取扱いについて 第89 基準調剤加算	当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に、在宅患者訪問薬剤 管理指導を行う薬局であることを掲示していること
□	□	11	後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨	後発医薬品調剤体制加算 を届出している保険薬局 を開出している保険薬局 場合の課化に対して 第90 後発医薬品調剤体制加算	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関す	後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び 外側の見えやすい場所に掲示する
□		12	後発医薬品調剤体制加算を算定している旨		る手続きの取扱いについて 第90後発医薬品調剤体制加算	後発医薬品調剤体制加膜を算定している旨を当該保険薬局の内側の見 えやすい場所に掲示していること
_	1	13	介護保険の居宅療養管理指導等事業の掲示	居宅療養管理指導等を行 う事業所 平成11年3月31日厚生省令第37号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準 第32条		事業所の見やすい温所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導員等の 動務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に質すると認められ る重要事項を掲示しなければならない
	3	14	生活保護指定の掲示	生活保護指定を受けた薬局	生活保護法施行規則第13条	無定医療機能、指定介強機関又は指定を受けた助産師者しくは施術者 は、様式第390時派を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示 しなければならない。 (当課注:東京都福祉保健局の生活保護法指定医療機関のしおりに は、様示に関して次のように記載されています。 5 様示の義務 指定医療機関は、患者の見やすい所に様示(縦12.5センチ、機5.5セ ンチ程度の機能対し、その中央に「生活保護法指定(縦)」と表 示する。)を掲示してください、生活保護法治院(縦)」と表 示する。)を指示してください、生活保護法治院(縦)
<u></u>	1	15	労災指定の掲示	労災指定を受けた薬局	労働者災害補償保険法施行規則第11条	都造所県労働局長の指定を受けた薬局は、様札を見やすい場所に掲げ なければならない。 (様式第3号 雑10cm×横5.5cm 地色:濃紺 文字:白色 「労 災保険指定薬局」)

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の4等による掲示義務

<u> </u>	木灰朱凡以び木灰朱凡叩原長に二次以えて木びするにのる地が数切					
内側	外側	整理番号	表示・掲示する事項	対 象	根拠法・通知等	内容の概要
□		16	薬剤服用歴管理指導料	保険薬局全般		第12 保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項(掲示事項等告 示第13関係) ①薬剤服用歴管理指導料
□		17	調剤報酬点数表に関わる届出事項 (基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、無菌製剤処理加算、在宅患者調 剤加算、在宅患者訪問薬剤管理指導料)		保医発0326第1号 平成26年3月26日 「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に 基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及	2 規約報酬点数表に基づき地方摩生(支)局長に縮け出た事項に関する事項
□		18	明細書の発行状況に関する事項	保険薬局全般	び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が 定める医薬品等」の実施上の留意事項につい て」等の一部改正について	③保険薬局及び保険薬剤師療費担当規則第4条の2第2項及び療担基 準第26条の5第2項に規定する明細書の発行状況に関する事項
□		19	届出を行ったことにより患者が受けられるサービス (基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、無菌製剤処理加算、在宅患者調 剤加算、在宅患者訪問薬剤管理指導料)			第1 厚生労働大臣が定める掲示事項(掲示事項等告示第1関係) 膨出を行ったことにより患者が受けられるサービス等をわかりやすく 掲示するものであること。

個人情報保護法

内側	外側	整理番号	表示・掲示する事項	対 象	根拠法・通知等	内容の概要
□		20	個人情報の利用目的	JEED Autor and China de Francisco		個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している 場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表し なければならない。 Q8 薬局では、あらかじめ施設内のわかりやすい場所に、強骨必要 とされる個人解験の利用目的を展示(公表)するとともに、ホーム
□		21	個人情報の保護に関する基本方針 (セキュリティーポリシー)	「個人情報取扱事業者 (欄外注) 	切な取扱いのためのガイドライン (参考) 平成17年3月11日「個人情報保護に関する 薬園向けQ&A」日本薬剤師会	ペーシ上に機能するなどの方法によりなるペスにく込まする必要がある。 た、利用目的の場所にあたっては、わかりやりはう長もから く。また、利用目的の場所にあたっては、わかりやりはう長もから れる。 の11 セキュリティボリシーは、利用目的とあわせて公表(掲示) しておくことが望ましい。

⁽注) 議別される特定の個人の数が5,000 を超えない事業者(小規模事業者)は、「個人情報取扱事業者」としての法令上の義務は負われませんが、医療・介護関係事業者は、その規模に関係なく 良質かつ適切なサービス提供が期待されていること、そのために最善の努力が必要であることなどの理由から、ガイドラインでは小規模事業者にも遵守する努力を求めています。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

			ZAMAVI CATOMIX IICA 9 CIGITISTO T			
内側	外側	整理番号	表示・掲示する事項	対 象	根拠法・通知等	内容の概要
п		22	費用徴収に係るサービス等の内容及び料金 ・患者の希望に基づく内服薬の一包化 ・患者の希望に基づく内服薬の一包化 ・患者の希望に基づく甘味剤等の添加 ・在宅医療に係る交通費 ・薬剤の容器代(原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする) ・患家への調剤した医薬品の持参料 ・患者の希望に基づく服薬カレンダー ・日本語を理解できない患者に対する通訳料 など	保険薬局全般 (取扱いのあるサービス のみ)	ド欧共 (USCOS) 19 年以20年3月20日 「新祖県地区公開住港地区に原担基準に 基づき準生労働大臣が定める総市事項等」及 び「保険外州開産賃金に係る生労働大臣が 定める医薬品等」の実施上の部圏事項につい で、第一部成正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等談差局において、患者の所望に基づき次の①から③までに定める サービスを設すした場合には、当時シピットとスにのから、患者から含 専用を撤収するでも高く支えない。当時シピットには、患者から自 用を撤収するでは一般である。 ・ 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 ・ 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 ・ 一般では、一般では、一般では、 ・ 一般では、 ・ 一般では、 一般に、 一般を 一般では、 一般

保険薬局の名称	ひかり薬局 柏木店
開局時間	月·火·水·金曜日 9:00~19:00 木曜日 9:00~17:00 土曜日 9:00~15:30
休業日	日曜·祝日
時間外・休日・夜間の 連絡先	連絡先 / TEL:0742-33-5885 (営業時間外は携帯電話に転送されます)

当薬局は処方せん等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま 宅を訪問し、服薬指導等を行っております。

当薬局は後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております。

保険薬局の名称	ひかり薬局 柏木店
開局時間	月·火·水·金曜日 9:00~19:00 木曜日 9:00~17:00 土曜日 9:00~15:30
休業日	日曜·祝日

平日は19時(土曜は13時)以降の処方せん受付につきましては、夜間・休日等加算が算定されます(1割負担の方で40円ほど、3割負担の方で120円ほど)。ご了承ください。

当薬局は、処方せん等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま宅を訪問し、服薬指導等を 行っております。

当薬局は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております。また、後発医薬品調剤体制加算を 算定しております。

当薬局は、「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤に関する指導を行っております。

調剤報酬にかかわる下記の施設基準を地方厚生局に届出をし、算定しております。

- ·地域支援体制加算2 ·後発医薬品調剤体制加算2 ·在宅薬学総合体制加算 ·連携強化加算
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

取扱い公費医療等

- ・生活保護・特定疾患・小児慢性特定疾患・原子爆弾被爆者・感染症予防(新感染症・結核)
- ・障害者自立支援(精神・更正・育成)・自賠責保険・労働者災害補償 等

○薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

許可の区分	薬局
薬局の名称	ひかり薬局 柏木店
開設者の氏名または名称	有限会社ひかりファーマーシー
所在地	奈良市大安寺町515-2 柏木町医療タウン105
許可番号 ・ 有効期限	AO1346 · 令和4年3月15日から令和10年3月14日まで
管理薬剤師	長谷川 洋輔
薬剤師·登録販売者 (担当業務)	薬剤師:谷雅美・原田光子・西澤慧 (処方せん調剤、医薬品販売、相談等)
一般用医薬品の取扱い	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
従事者の区別	薬剤師、登録販売者、その他の勤務者は、名札に記載することにより 区別しています
営業時間 (営業時間外の相談、医薬品の注 文)	月・火・水・金曜日 9:00~19:00 木曜日 9:00~17:00 土曜 9:00~15:30 (電話相談は随時受け付けます)
相談時・緊急時の連絡先	0742-33-5885(営業時間外は携帯電話に転送されます)

○要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する事項

要指導医薬品、	第1類医薬品	、第2類医薬品、第3	3類医3	薬品の定義	、表示、情報提供について
		定義		表示	情報提供
要指導医薬品	副作用等によりE 要指導医薬品 の健康被害が生っ うち、その使用に しく市販された成		の 「		薬剤師が対面で書面にて説明
第1類医薬品	の健康被害が生	3 常生活に支障を来す程 ずるおそれがある医薬品(関し特に注意が必要なも	の 「	第1類医薬品	薬剤師が書面にて説明
第2類医薬品		3 常生活に支障を来す程 ずるおそれがある医薬品(()		第2類医薬品	薬剤師又は登録販売者が説明
第3類医薬品	第1類医薬品及 用医薬品	び第2類医薬品以外の一	般	第3類医薬品	ご質問等あれば薬剤師又は登録 販売者が対応
一般用医薬品の て	の陳列に関し		東列して	ています。第	第2類医薬品は、それぞれ区別 「2類医薬品と第3類医薬品は、 す
指定第2類医薬	薬品に関して	指定第2類医薬品に 定された医薬品で、 いずれかの表示があ	· · · -	第②類	Dうち特に注意を要するとして指 医薬品 第 2 類医薬品 I陳列しています
医薬品による領済に関して	建康被害の救	害を受けた方の救済	を行う	公的制度。	oず副作用により、一定の健康被 があります。お困りの方は当薬局 9-931)へご相談下さい
その他 (業界団体や都道) れている相談窓口		医薬品医療機器総 03-3506-9457月 (社)日本薬剤師会 03-3353-2251月 奈良県薬剤師会 0744-22-8413 奈良県 福祉医療部 0742-27-8670	→金(祝 中央 〜金 〜金 事情	日・年末年 薬事情報セ 10時〜12時 報センター	治を除く)9時〜17時 ンター 寺, 13時〜16時

調 剤 報 酬 点 数 一 覧 表

	1 1		下記以外		41			
1	ΙI							
1	ΙI		妥結率が低い場合					
1	ΙI		(イ) 4,000[回超/月 集中率70%超	25			
1	ΙI		妥結率	妥結率が低い場合				
1	ΙI	調剤基本料(受付1回につき)	(□) 2 500[回超~4,000回以下/月 集中率90%超				
1	調	時用基本件(文刊「固にっと)		司尼 4,000日以 1 7 7 架 1 4 5 0 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	25			
1								
1	剤			が低い場合	19			
1	基		② 24時間	開局 【要届出】	41			
1	本		妥結率が低い場合					
1	料	基準調剤加算1 【要届出】	700品目以上の	医薬品備蓄、連携による24時間調剤体制	12			
1	1	基準調剤加算2 【要届出】		D医薬品備蓄、自局単独で24時間調剤体制、訪問薬剤の実績	36			
1	lł							
1	1 1	後発医薬品調剤体制加算1【要届出】		剤数量割合 55%以上	18			
1	Ιl	後発医薬品調剤体制加算2【要届出】	(直近3ヵ月		22			
1	ΙI	調剤基本料(1分割調剤につき)	長期投薬の分	割調剤を行った場合の2回目以降	5			
1	ΙI	副剤基本科 (「方割調剤につき)	初めて後発医	薬品服用時に分割調剤を行った場合(2回目に限る)	5			
1	Ħ			14日分 ①7日目以下の部分(1日分につき)	5			
1	ΙI				4			
1	П		1剤につき	COLLEGE ONLY (TEXTED E)				
1	П	内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く)	(3剤まで)	15日分以上21日分以下	71			
1	П		1	22日分以上30日分以下	81			
1	П		1	3 1 日分以上	89			
1	1		56日分以下	投与日数が7又はその端数を増すごとに	32			
1	П	一包化加算	57日分以上					
1	1 1		3 / ロガ 以上 際下囚難有寺に対し心身の特性に応した刑形に表刑した場合、支付「凹にフ					
I	ll	嚥下困難者用製剤加算	気下四発音等に対し心分の特性に応じた用がに設用した場合、文件・回にラ					
調	調	内服用滴剤	1調剤につき					
1	Ιſ	屯服薬	受付1回につき					
剂	剤	浸煎薬	1調剤につき	· (3調剤まで)	190			
П	l t	De Mille		7日分以下の場合	190			
±±	料		1調剤につき	DUIVAN E	190			
l'^	44	湯薬	(3調剤まで)	28日分以下 / 日日以下の部分	10			
4-	ΙI							
術			29日分以上の場合					
I	ΙI	注射薬	受付1回につ	き	26			
料	ΙI			中心静脈栄養法用輸液、麻薬	65			
1	ΙI			抗悪性腫瘍剤	75			
1	ΙI	無菌製剤処理加算【要届出】	1日につき	中心静脈栄養法用輸液、麻薬(6歳未満)				
1	ΙI			抗悪性腫瘍剤(6歳未満)	130 140			
1	H		1 調剤につき(3 調剤まで)					
1	H	外用薬			10			
1	Ιl	麻薬加算		た場合、1調剤につき	70			
1	[向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算	向精神薬·覚	せい剤原料·毒薬を調剤した場合、1調剤につき	8			
1	1		時間外	(調剤基本料+調剤料) × (該当する加算率)	100/100			
1	П	開局時間以外等の調剤加算	休日	時間外:おおむね午前8時前及び午後6時以降	140/100			
1	П	NAME OF TAXABLE PARTY O	深夜	深 夜:午後10時から午前6時まで	200/100			
1	1 1	PR	深 仮		200/100			
1	ΙI	開局時間内の夜間・休日等加算	午後7時~午	前8時(土曜は午後1時~午前8時)及び休日・深夜	40			
1	I. I	(受付1回につき)						
1	加	在宅患者調剤加算【要届出】	在宅患者訪問	薬剤管理指導料等を算定している患者に対する調剤を	15			
1	П	(受付1回につき)	行った場合。	麻薬小売業者免許、過去1年間の実績などの要件あり	10			
1	算		①内服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、 エキス剤	20			
1	["]	自家製剤加算	②屯服薬	錠剤、丸剤、カブセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90			
1	料	(予製剤による場合は20/100に相当						
1	44	する点数)	③内服薬及び屯服薬		45			
1	П	, w.m.m/	1	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、	90			
1	П	①7日分ごと	€ M ⊞	パップ剤、リニメント剤、坐剤] 30			
1	П	②~④1調剤につき	④外用薬	点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	75			
1	П	- O. mannes c	1	液剤	45			
1		ALTERNA ARRANGANTA CARRANGA CAR	液剤	/A/II	35			
1	П	計量混合調剤加算(1調剤につき)						
1	П	(予製剤による場合は20/100に相当	散剤、顆粒剤		45 80			
1	Ιl	する点数)	軟・硬膏剤					

. 3	数 一 覧 表		(単{	立:点)
	薬剤服用歴管理指導料 (受付1回につき)	法・用量等)を文書等により ・服薬状況等を情報収集し、 ・調剤日、薬剤の名称、用法 を手帳に記載 ・薬歴や患者又はその家族	でた場合 服用歴に基づき、薬剤の主な情報(名称、用 遊供し、服用の基本的な説明 薬剤服用歴に記述。必要な指導 、用量、その他服用に際して注意すべき事項 等からの情報により残薬確認 突棄する薬剤の後発医薬品の有無、価格等の	41
	手帳記載の要件のみ満たさない場合			34
	乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服薬	指導、かつ指導内容を手帳記載	5
	特定薬剤管理指導加算		品を調剤した場合に、服用に関し、その服用 いて患者に確認し、必要な薬学的管理及び指	4
	麻薬管理指導加算	患者に麻薬の服用及び保管 必要な薬学的管理及び指導	管の状況、副作用の有無等について確認し、 算を行った場合	22
薬	重複投薬・相互作用防止加算	処方変更があった場合 処方変更がなかった場合	薬剤服用歴に基づき、重複投薬等の防止の 目的で、処方医に対して照会を行った場合	20
_	長期投薬情報提供料1(情報提供1回につき)	次回受付時に	服薬期間中に薬剤の重要な使用情報を提供	18
学	長期投薬情報提供料2(服薬指導1回につき)	確認等を行った場合	患者等からの問い合わせ時に服薬状況等を確認	28
管	外来服薬支援料		・ 背等の求めにより、処方医に治療上の必要性及 確認し、服薬管理を支援した場合	185
理	在宅患者訪問薬剤管理指導料【要届出】 (月4回(末期の悪性腫瘍患者等は週4回かつ月8回)限	①②以外 医師の指示(②同一建物居住者 た場合。原則	こ基づき患家を訪問し薬学的管理・指導を行っ 16km以内に限る	650 300
料	麻薬管理指導加算	患者に麻薬の服用及び保管 必要な薬学的管理及び指導	管の状況、副作用の有無等について確認し、 算を行った場合	100
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 (月4回限り)		施)が、計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、 求めにより、緊急に患家を訪問し、必要な薬学 合。原則16km以内に限る	500
	麻薬管理指導加算	患者に麻薬の服用及び保管 必要な薬学的管理及び指導	管の状況、副作用の有無等について確認し、 尊を行った場合	100
	在宅患者緊急時等共同指導料 (月2回限り)	求めにより、関係する医療行 ンの看護師、居宅介護支援	施)の薬剤師が、患者の急変等による医師の	700
	麻薬管理指導加算	患者に麻薬の服用及び保管 必要な薬学的管理及び指導	管の状況、副作用の有無等について確認し、 尊を行った場合	100
	服薬情報等提供料(月1回限り)		り、又は保険薬局で必要性を認め、患者の服 機関に対して文書により提供した場合	15
	退院時共同指導料 (入院中1回、厚生労働大臣が定める疾病等の患者は、入院中2回)	者が入院している医療機関	後の訪問薬剤管理指導を担う)の薬剤師が、患に赴いて、医師又は看護師等と共同で、退院 に赴いて、医師又は看護師等と共同で、退院 薬剤に関する説明及び指導を行った上で、文 た場合	600

(平成26年4月1日改定)

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

○事業者概要

OTAT MY	
事業者名称	ひかり薬局 柏木店
事業所所在地	奈良市大安寺町515-2-105
事業所所長者名	長谷川 洋輔
電話番号	TEL:0742-33-5885

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに 基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、ひかり薬局 柏木店の 薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の 保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

○職員等の体制

薬剤師4名、 事務員3名

○営業日時

原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日~1月3日)を除く。

○利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導費又は予防居宅療養管理指導費

518円、又は 379円、又は 342円 (※1割負担の場合)

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

ただし、末期の悪性腫瘍の方又は中心静脈栄養を受けている方の場合は、1週に2回かつ月に8回を限度。

②在宅訪問薬剤管理指導料

650円、又は 320円、又は 290円 (※1割負担の場合)

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

ただし、末期の悪性腫瘍の方又は中心静脈栄養を受けている方の場合は、1週に2回かつ月に8回を限度。

- ③麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
 - 1回につき100円(① 又は ②に加算)
- ④在宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収致します。

令和6年6月1日 ひかり薬局 柏木店 事業所所長者:長谷川 洋輔

整理番号15 (見やすい場所)

労災指定の掲示

労災保険指定薬局

<参考>労働者災害補償保険法施行規則第11条

都道府県労働局長の指定を受けた薬局は、標札を見 やすい場所に掲げなければならない。 (様式第3号 縦10cm×横5.5cm 地色:濃紺 文字: 白色「労災保険指定薬局」)

*地域よっては、労働基準監督署や薬剤師会等でプレートやステッカーを作成されている場合もあります。

整理番号18 内側

明細書の発行状況に関する事項(薬局内)

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年●月●日より、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。

ご家族の方が代理で会計を行う場合のその 代理の方への交付も含めて、明細書の交付 を希望されない場合は事前に申し出て下さい。

> 平成26年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇薬局 代表者:〇〇〇〇

当薬局の設備・機能及び処方せん応需にあたって提供するサービスの概要

- ○当薬局は厚生労働省の評価を受け、基準加算を算定している薬局です。
- ○当薬局では、患者様に 医薬品緊急安全情報 医薬品等安全性情報 を提供できる体制を整えています。
- ○当薬局は、1230品目の医薬品を備蓄しています。 また、ジェネリック医薬品の備蓄及び調剤も積極的に行っております。(ご相談ください)
- ○当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応需します。
- ○当薬局は、患者さまの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- ○当薬局は、処方せん等により医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を 行います。
- ○当薬局では、必要であれば患者さまの了解のもと、服薬状況などについて、処方医に情報提供します。

ひかり薬局 柏木店 電話番号 0742-33-5885

安心して薬局サービスを受けていただくために(お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ○当薬局における調剤サービスの提供
- ○医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、緊急時の連絡先など)
- ○病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な 連携
- ○病院、診療所などからの照会への回答
- ○ご家族や、ご指定のあった代理の方への薬に関する説明
- ○保険事務作業(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または 保険者からの照会への回答など)
- ○薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ○調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ○当薬局内で行う症例研究や薬学生の薬局実務実習
- ○外部監査機関への情報提供

ひかり薬局 柏木店 個人情報取扱責任者:長谷川 洋輔

個人情報保護に関する基本方針(セキュリティーホリシー)

○基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

○具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1)個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2)個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3)個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4)個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5)個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6)業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7)個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

○相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1)個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2)個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- (3)個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4)その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

平成26年6月12日 ひかり薬局 柏木店 管理薬剤師:長谷川 洋輔

整理番号22 内側 実費負担していただくサービス等の例(薬局の内側)

<u>患者さまに実費負担していただくサービス等について</u>		
患者さまの希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。		
・患者さまの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合 7日分ごとに 〇〇〇円		
・患者さまの希望に基づく甘味料の添加		
1調剤につき 液剤の場合 ○○円 散剤又は顆粒剤の場合 ○○円 ・薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合		
○薬剤料(投与数量に応じた実費)		
・患者さまのご自宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費 〇公共交通機関を利用してお伺いする場合の交通費(実費相当)		
○自家用車等を利用する場合、別途(実費相当)となります		
・再使用できない水薬又は軟膏薬のポリ容器 容器の大きさによって実費 〇〇円~〇〇円		
・喘息治療薬剤のための小型吸入器等		
〇喘息治療薬剤のための小型吸入器 〇〇〇円 〇鼻腔・口腔内治療剤の噴霧・吸入用具 〇〇〇円		
・服薬管理に必要な、服薬カレンダー		
壁掛けタイプ 〇〇〇円 BOXタイプ 〇〇〇円		